

今回の主な論点

（１）景観形成の取り組みの方向性（景観施策の体系）について

- ・ 体系が適切かどうか
- ・ 不足は無いかどうか

（２）景観計画区域の細分化による景観誘導について

- ・ 景観ゾーン、景観軸、特徴的なエリアを設定し、景観形成の方針により誘導することについて
- ・ 景観形成基準の見直しについて（今後継続してご審議いただきたい）
 - 基準の詳細化
 - ・ 色彩（定量基準）
 - ・ 住宅系用途での大規模建物に対する圧迫感の軽減策
 - ・ バルコニーでの透明ガラスの禁止
 - ・ 光害が懸念される材料の禁止
 - ・ 水辺での建物に対する対岸からの見え方に配慮した形態意匠 など

（３）景観計画区域内の重点的な景観誘導について

- ・ 重点届出区域の設定について
 - 御堂筋、堺筋、四ツ橋筋、なにわ筋、土佐堀通、中之島を抽出
 - 設定が妥当かどうか（他に設定すべき区域があるかどうか）
- ・ 景観形成基準について（今後継続してご審議いただきたい）
 - 外壁後退、外壁の色彩、屋外広告物の大きさ・色彩等
 - 御堂筋、堺筋、四ツ橋筋の屋外広告物については、南側を緩和
- ・ 景観重要公共施設の指定の考え方について
 - 御堂筋、旧淀川（堂島川）、土佐堀川、中之島公園の指定が妥当かどうか

（４）「今後の景観施策のあり方について」（とりまとめ事務局試案骨子）について

- ・ 構成が適切かどうか
- ・ 不足は無いかどうか